

区分 内容	DB	DC	その他
	法令等	制度	運用 その他
必須ご対応 事項(※)	あり		なし

※事業主及び企業年金基金にてご対応いただく必要がある
題材が含まれている場合に「あり」と表示しています。

退職給付債務算定用割引率の状況等について (2019年3月期)

2019年5月



明治安田生命

1. 退職給付債務算定用割引率の状況について（2019年3月期）

- ・当社で受託している退職給付債務計算サービスにおける計算結果等をもとに、2019年3月期の加重平均割引率を算出しました。

（注）この割引率は、各企業が選択した債券の種類（国債または優良社債）に応じた2019年3月末時点の当社作成のイールドカーブに基づき、デュレーションアプローチによる加重平均割引率として算出したものです。
割引率に関する重要性基準等は考慮しておらず、実際に各企業が適用した割引率とは異なる場合があります。

（1）2019年3月期 期末の割引率の状況

- ・期末の割引率（平均値）は0.08%となり、期首に比べ0.12%低下しました。

➡ 2ページをご参照ください。

（2）2019年3月期 割引率の低下要因

- ・大きな要因は、イールドカーブが、期首に比べ大幅に低下したことであると考えられます。

➡ 3～6ページをご参照ください。

2. 最近の退職給付会計に関するトピックス

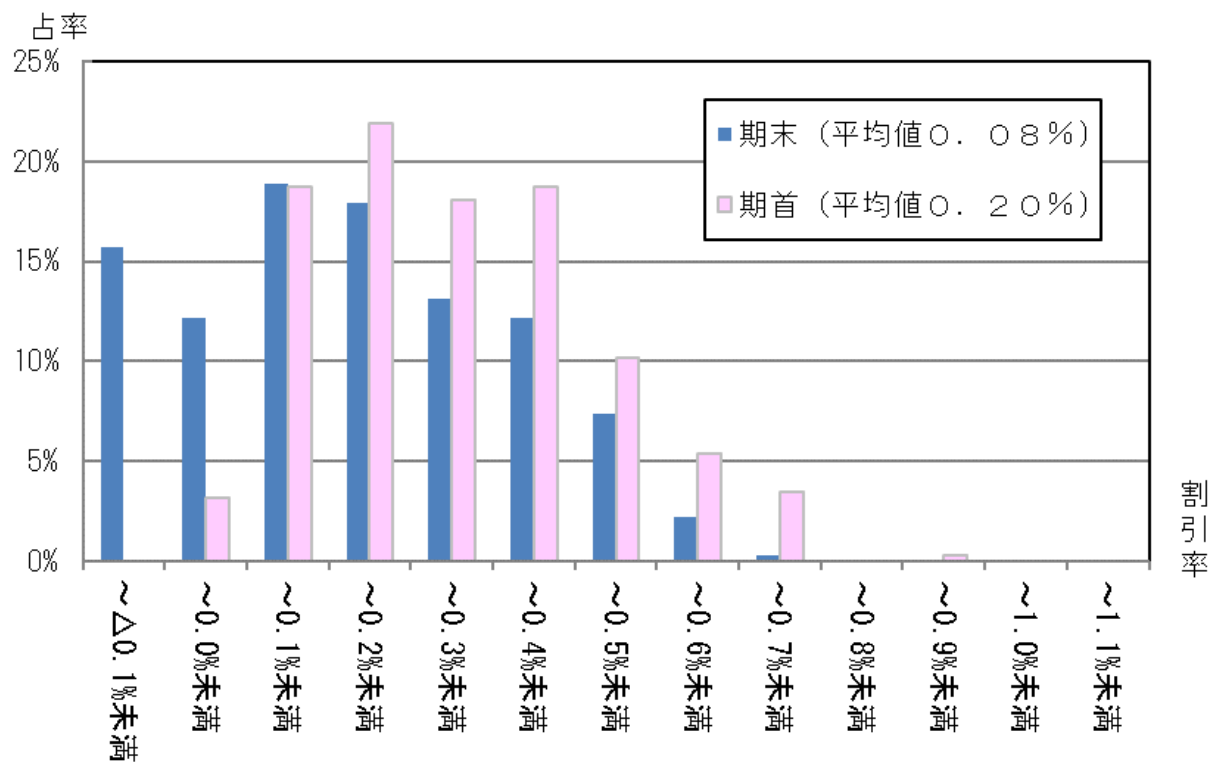
○国際会計基準（IAS）と日本基準の差異について

- ・日本企業の海外進出に伴い、海外投資家への情報開示の必要性が増加したこと等により、IFRS（国際財務報告基準）適用企業数は増加しております。国際会計基準の適用については、早期から必要な数値を洗い出し、日本基準との差異を確認しておくことが重要です。

➡ 7～8ページをご参照ください。

1. (1) 2019年3月期 期末の割引率の状況

- ・ 期末の割引率(平均値)は0.08%で、期首に比べ0.12%低い水準となり、集計を始めた2014年3月期以降で過去最低となりました(図1)。
- ・ 割引率が0%未満の企業の割合は、1年間で大幅に増加しました(期首3%→期末28%)。
- ・ 各企業が選択した債券の種類の内訳は、国債62%(割引率の平均値△0.03%)、優良社債38%(割引率の平均値0.26%)となっています。

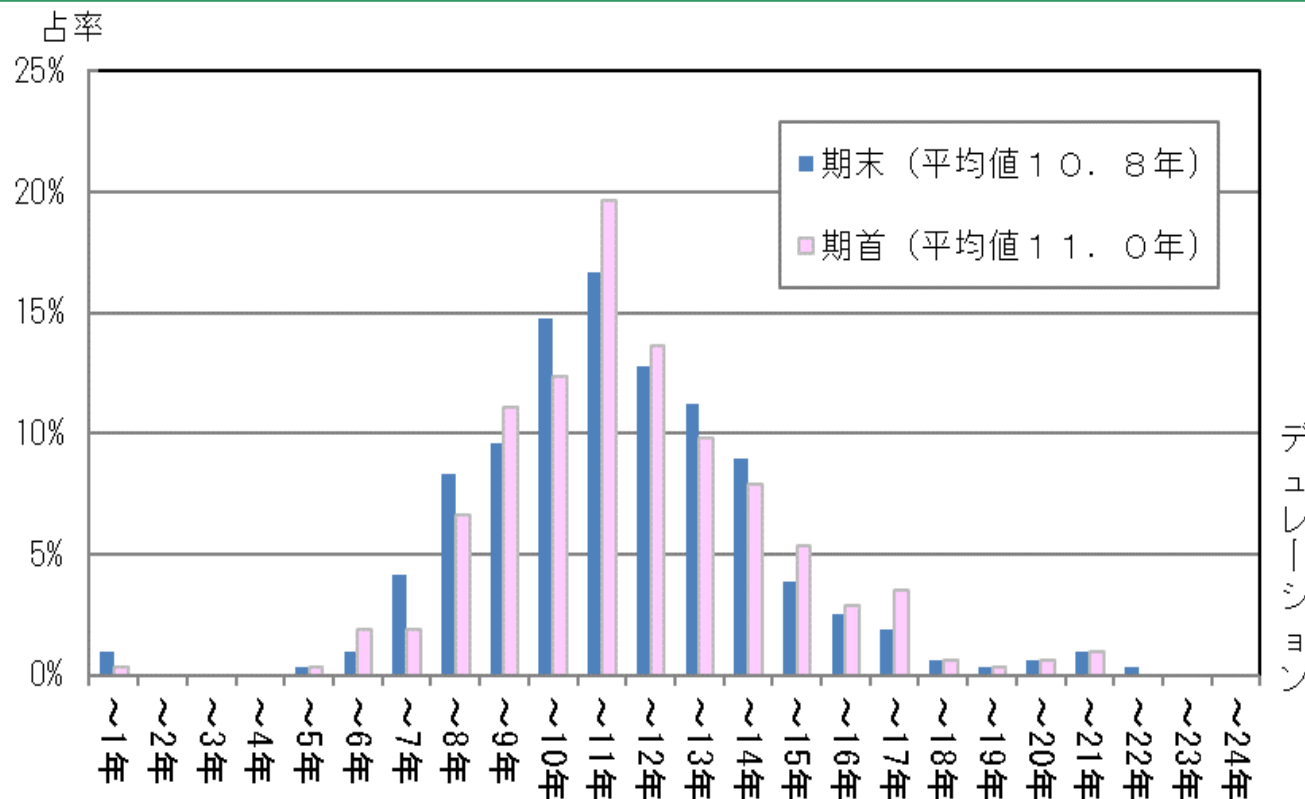


【図1】
2019年3月期
期末および期首の割引率

(注) イールドカーブについては、期末は2019年3月末時点、期首は2018年3月末時点の当社作成のイールドカーブ(国債/優良社債)を使用しています。

1.(2) 2019年3月期 割引率の低下要因

- ・デュレーションアプローチの場合、割引率の変動要因は、「デュレーションの変動」と「イールドカーブの変動」に分けることができます。
- ・期末のデュレーションは、主に一時金選択率の上昇と平均残存勤務期間の低下の影響により、期首と比べ若干短くなっているものの大きな変動はなく、割引率への影響は限定的と思われます(図2、4ページ表1)。
- ・一方、マイナス金利等の影響により、イールドカーブが、期首に比べ大幅に低下しており、イールドカーブの変動が今期割引率低下の大きな要因であると考えられます(5ページ図3、6ページ図4)。

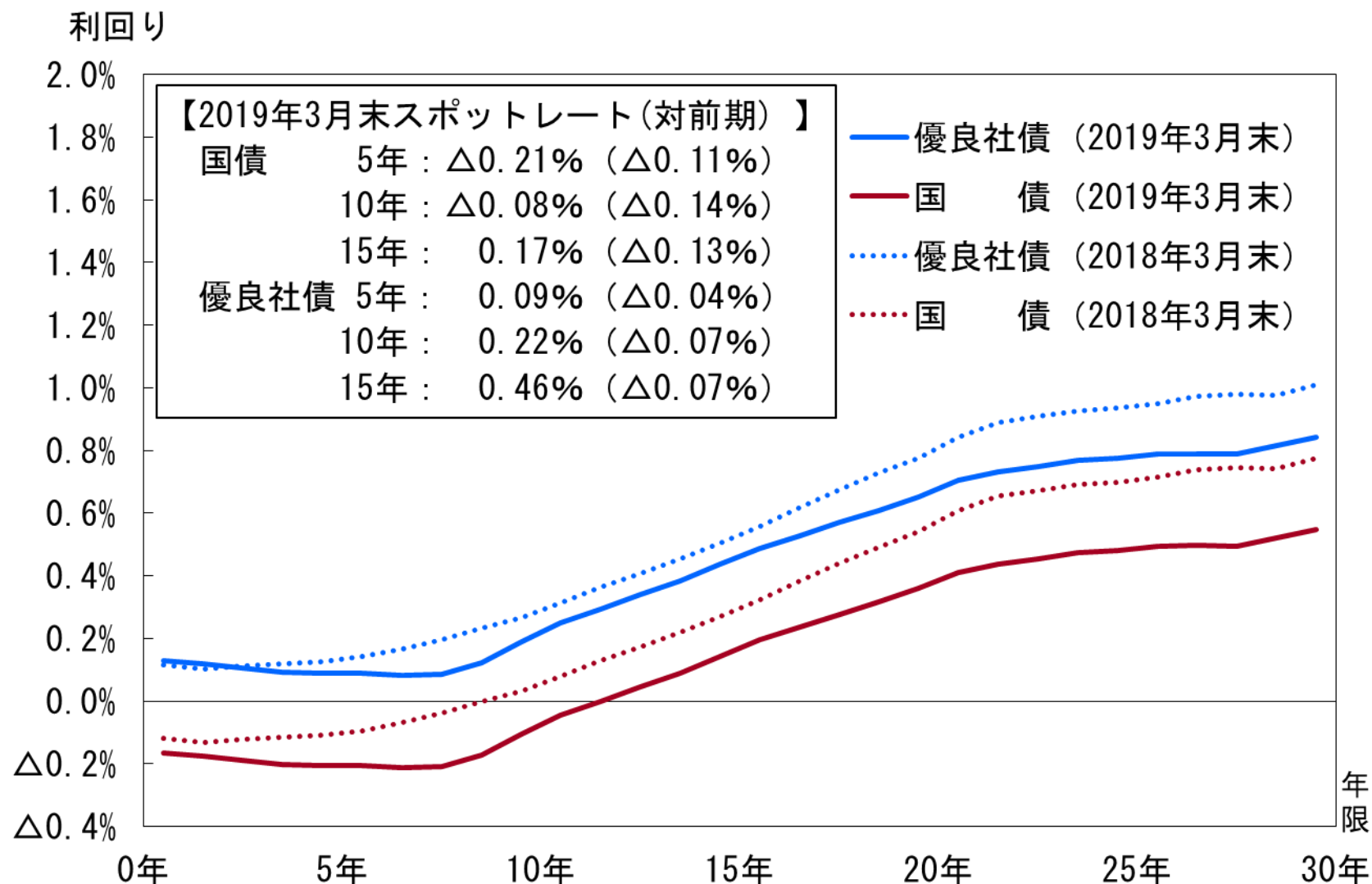


【図2】
2019年3月期
期末および期首の
デュレーション

【表1】決算期毎の割引率、デュレーション、一時金選択率および平均残存勤務期間

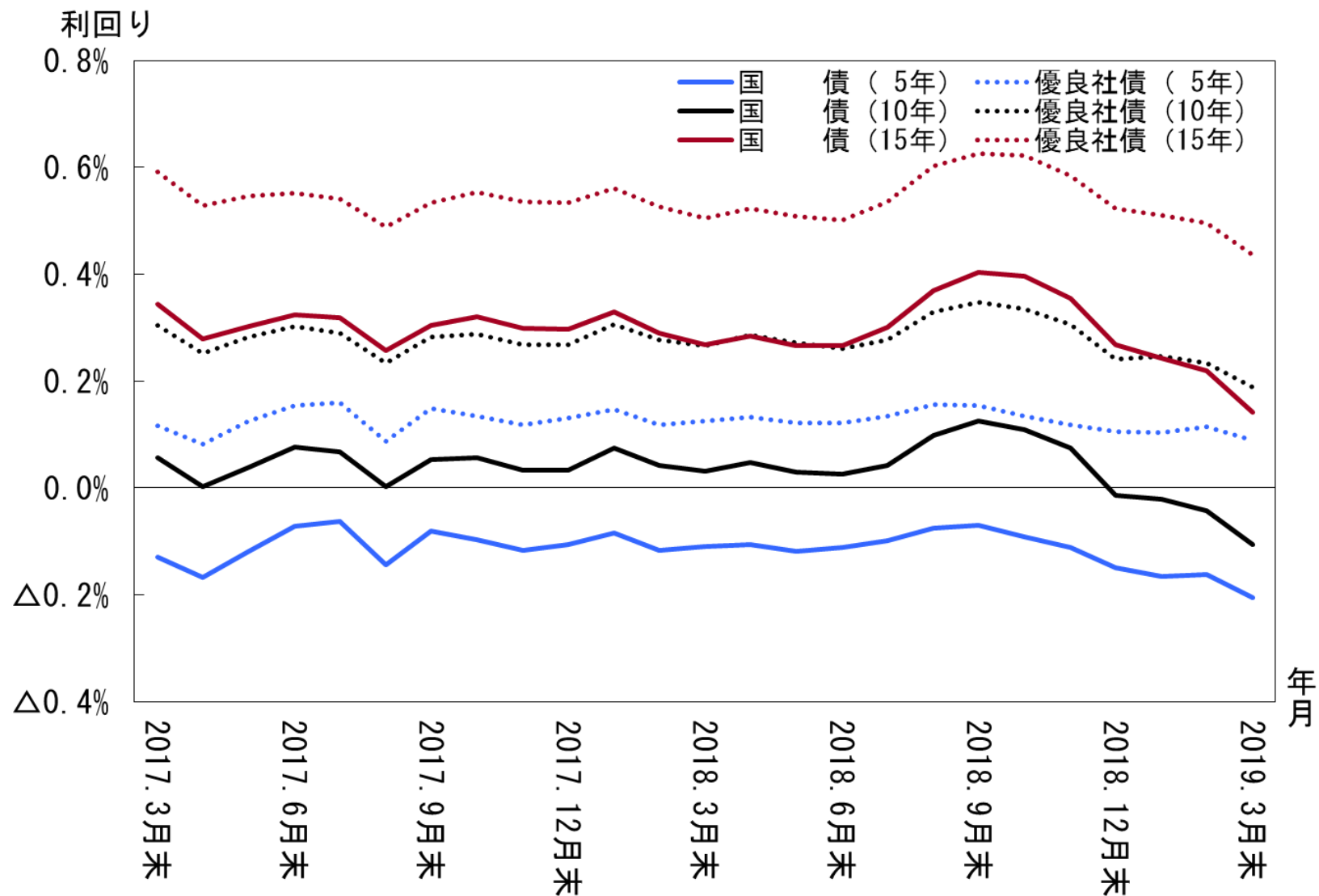
決算期	割引率 (平均)	デュレーション (平均)	一時金選択率 (平均)	平均残存勤務期間 (平均)
2015年3月期	0.60%	11.7年	72.1%	14.5年
2016年3月期	0.15%	11.6年	73.5%	14.5年
2017年3月期	0.26%	11.3年	76.7%	14.3年
2018年3月期	0.20%	11.0年	78.0%	14.0年
2019年3月期	0.08%	10.8年	79.3%	13.7年

1. (2) 2019年3月期 割引率の低下要因



【図3】当社作成の国債および優良社債のイールドカーブ

1. (2) 2019年3月期 割引率の低下要因



【図4】 当社作成の国債および優良社債のイールドカーブの推移

○国際会計基準（IAS）と日本基準の差異について

- ・日本企業の海外進出に伴い、海外投資家への情報開示の必要性が増加したこと等により、IFRS（国際財務報告基準）適用済企業数が増加しております。日本取引所グループによると、2年前からおよそ1.5倍に増えました。2019年4月現在、IFRS適用済企業数は186社、IFRS適用決定企業数は26社となっております。
- ・IFRSを適用する場合、退職給付会計に関しては、国際会計基準（IAS）第19号「従業員給付」が適用されます。この「従業員給付」につきまして、数理計算が必要な事項における日本基準との主な相違点は8ページ（表2）のとおりです。
 - 日本基準では織り込まなくてもよい死亡率の変動や開示項目が多数あり、日本基準よりもより多くの数理計算が必要です。
 - 国際会計基準の適用については、早期から必要な数値を洗い出し、日本基準との差異を確認しておくことが重要です。

2. 国際会計基準（IAS）と日本基準の差異について

【表2】IAS第19号と日本基準の主な相違点（数理事項）

項目		国際会計基準 (IAS第19号)	日本基準 (退職給付に関する会計基準)
割引率	債券の種類	原則、優良社債	国債および優良社債
	設定方法	・ イールドカーブ直接アプローチ ・ イールドカーブ等価アプローチ ・ 代替的な方法	・ イールドカーブ直接アプローチ ・ イールドカーブ等価アプローチ ・ デュレーションアプローチ ・ 加重平均期間アプローチ
	重要性基準	なし	あり
期間帰属方法		給付算定式基準	期間定額基準または給付算定式基準（選択適用）
死亡率		将来の変動を織り込む	—
開示項目	感応度分析	重要な数理計算上の仮定についての感応度分析を開示	—
	満期分析	将来キャッシュ・フローに与える影響の指標を示すため、給付支払の満期分析に関する情報を開示	—
	数理計算上の差異の内訳	人口統計上の仮定の変更による差異と、財務上の仮定の変更による差異を区分して開示	—
資産上限額		確定給付制度が積立超過の場合、資産上限額を考慮	—

・本資料は、明治安田生命保険相互会社総合法人業務部団体年金コンサルティング室が情報提供資料として作成したものです。本資料は、情報提供のみを目的として作成したものであり、保険の販売その他の取引の勧誘を目的としたものではありません。

・当社では、本資料の掲載内容について細心の注意を払っていますが、これによりその情報に関する信頼性、正確性、完全性などについて保証するものではありません。

・本資料の著作権は明治安田生命保険相互会社に属し、その目的を問わず無断で複製、転載および譲渡することとはご遠慮ください。

・本資料は作成日時点の情報をもとに作成しており、法令変更、金融情勢の変化等により、本資料に記載された内容は予告なしに変更されることがあります。

明治安田生命保険相互会社 総合法人業務部 団体年金コンサルティング室

TEL : 03 - 3283 - 9094